資料 3

# 松戸市の男女共同参画推進に関する提言書

令和２年３月

第９次松戸市男女共同参画推進協議会

はじめに

松戸市では、平成１０年に「松戸市男女共同参画プラン」を策定して以降、５年ごとに実施計画の見直しを図り、平成３０年４月に「第５次実施計画」を定め、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を実施しています。

急速な少子高齢化の進行や雇用環境の変化等、社会情勢が大きく変わり、価値観やライフスタイル等が多様化するなか、松戸市においても女性が経済的に自立し自分らしく生きることや、男性が労働中心の働き方を見直すことに向けた取り組みなど、男女共同参画の新たな方向性に対する積極的な取り組みが求められています。

私たち、第９次松戸市男女共同参画推進協議会は、平成３０年１０月に発足して以降５回の会議を開催し、計画の進捗評価・点検を行ってまいりました。その成果をふまえ、次期実施計画を策定する際に留意いただきたい内容について、このたび「松戸市の男女共同参画推進に関する提言書」にまとめました。

市においては、本提言書の趣旨を十分に理解いただき、計画の基本理念のもとに各事業を確実に進めるとともに、次期計画策定に向けて一層推進されることを期待いたします。

令和２年３月
第９次松戸市男女共同参画推進協議会
会長　桜井　陽子

第９次松戸市男女共同参画推進協議会

| | |
|---|---|
| 会　長 | 桜　井　陽　子 |
| 副会長 | 三　浦　輝　江 |
| 委　員 | 大　川　浩　嗣 |
| 委　員 | 小　出　明　弘 |
| 委　員 | 坂　本　由喜子 |
| 委　員 | 佐　藤　慎一郎 |
| 委　員 | 瀧　本　　實 |
| 委　員 | 長　江　曜　子 |
| 委　員 | 山　田　美　和 |
| 委　員 | 湯　浅　和　子 |

## 1　計画策定に際して

### ①　国の「男女共同参画基本計画」及び「千葉県男女共同参画計画」を踏まえた策定

我が国の男女共同参画推進の大綱である「男女共同参画社会基本法」において、市町村は国が策定する男女共同参画基本計画並びに都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村男女共同参画を定めるよう努めなければならないとされています。国の「第 4 次男女共同参画基本計画」並びに、県の「第 4 次千葉県男女共同参画計画」の具体的な施策について定める事業計画の期間は令和 2 年度（2020 年度）までとなっています。

国は令和元年 11 月男女共同参画会議に対して、令和 2 年 12 月を目途に、新たな男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問しました。

国・県それぞれの計画策定の動向を注視し、「基本的な考え方」や「施策の基本的方向」等を踏まえた計画を策定してください。

### ②「市の将来ビジョン」の共有

令和 3 年度（2021 年度）から令和 10 年度（2028 年度）を計画期間とする「次期松戸市総合計画（仮称）」（以下、「市総合計画」）を上位計画として、「市総合計画」で提示される市の将来ビジョンを共有してください。また、男女共同参画を推進するためには、教育やまちづくり、福祉など本市各行政計画との整合、連携が欠かせません。本市各行政計画との整合を図ってください。

### ③「市民ニーズ調査」の活用

男女共同参画推進のための計画を策定していくためには、本市における教育やまちづくり、福祉などの現状や、本市に暮らす市民の意識や実態の把握も欠かせません。策定に際しては、「市総合計画」や各行政計画で実施される市民意識調査や実態調査を活用してください。

**④　指標値について**

指標値については男女共同参画の推進に資する経年変化を客観的に把握できる数値を採用するなど、以下を検討してください。

ア　男女共同参画の推進に視点に置いた指標を設定してください。

例：第5次実施計画

指標「市内で活動するNPO法人数」

↓

次期計画

指標「特定非営利活動促進法 別表のうち『12男女共同参画社会の形成の促進を図る活動』を活動に掲げるNPO法人数」

または、

指標「女性が代表を務めるNPO法人数」

イ　「消防団員の女性の人数」など、すでに目標値を達成した指標については、新たな指標を設定してください。

例：第5次実施計画

指標「消防団員の女性の人数」目標値30人、平成30年度36人

↓

次期計画

指標「消防団の役職に占める女性の人数」

ウ　目標値は現状を踏まえた現実的な数値を設定してください。

例：第5次実施計画

指標「『男女共同参画社会』という用語の周知度」目標値100%、

平成30年度　女性69.3%　男性75.5%

エ　「女性の就労割合」については、市民意識調査ではなく国勢調査の「女性の就業率」を採用してください。

## 2　計画の取組みに盛り込んでいただきたい事項

### ① あらゆる分野における女性の活躍と男性のワークライフバランスの推進

人にやさしい社会づくりと持続可能なまちづくりのためには、あらゆる分野における女性の活躍と男性のワークライフバランスが必要です。

審議会等委員、防災会議委員、自治会会長等、あらゆる分野に積極的に女性を採用・登用するための取組みと、仕事に偏りがちな男性の仕事と子育ての両立支援の取組みを進めてください。

また、性別にとらわれない多様な職業選択意識を持てるような教育に取り組んでください。

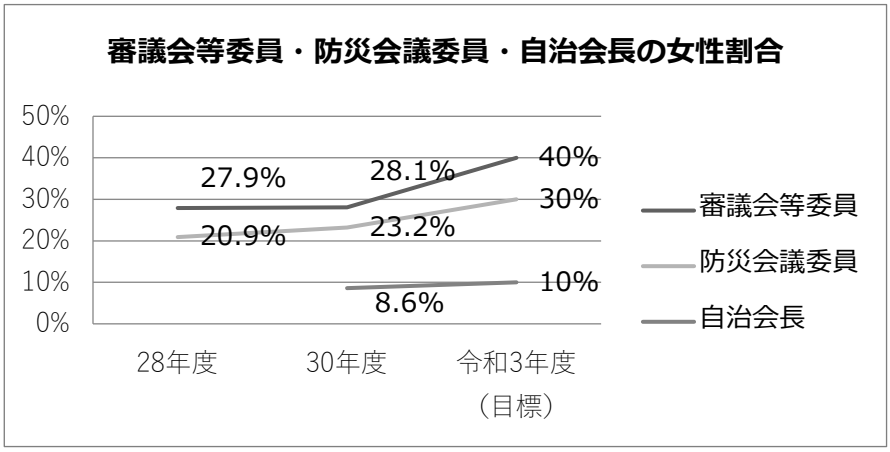


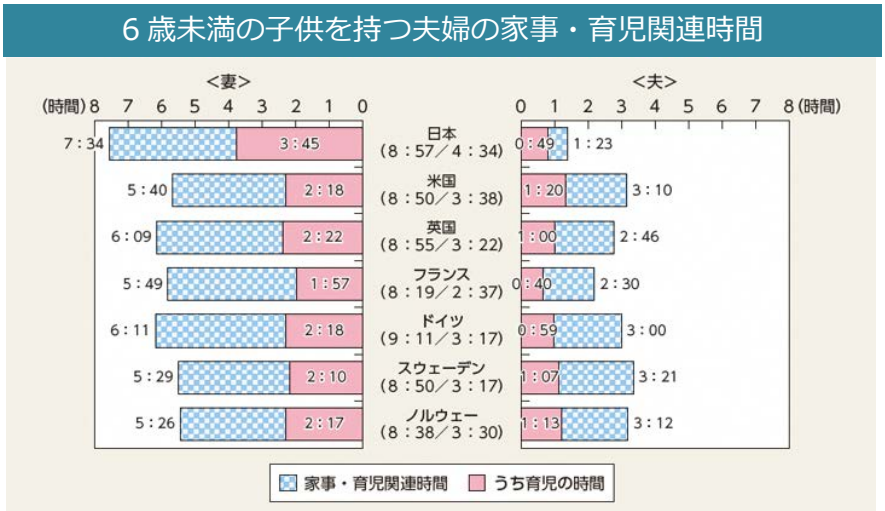


出典　令和元年版 男女共同参画白書（内閣府）

### ②　女性が妊娠・出産しても仕事を辞めずに働き続けられる環境づくり

共働き世帯の増加に伴い、仕事と子育てや介護との両立支援の充実が求められていることから、職場環境においてもダイバーシティの視点が欠かせません。保育施設の整備はもとより、子連れ出勤などの多様な選択肢を取り入れられるよう、市内企業等に向けた取組みを進めてください。

また、保育施設の増加に伴いスタッフが不足している状況において、保育スタッフの研修など保育の質を高める取組みを進めてください。

共働き等世帯数の推移

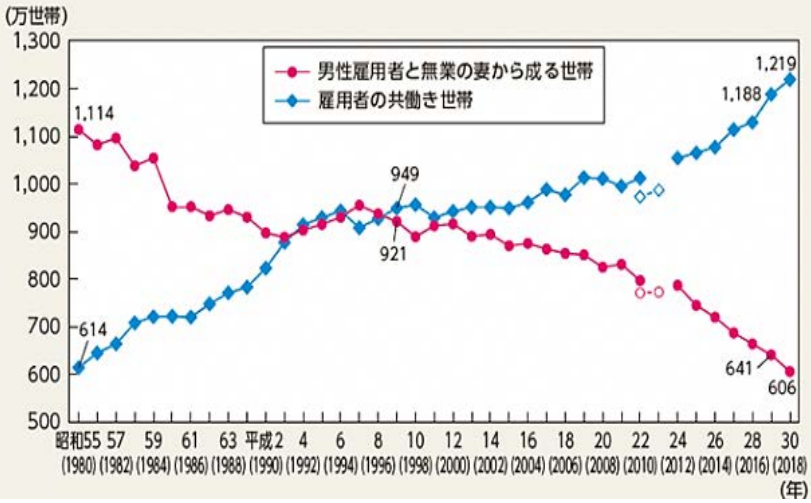


出典　令和元年版 男女共同参画白書（内閣府）

### ③　ひとり親家庭など困難な状況にある女性向けの取組みの充実

ひとり親家庭や非正規雇用など困難な状況にある女性について、取組みを充実してください。特に貧困などさまざまな課題のある母子家庭について、養育費相談に関する情報提供や、居場所づくり等の取組みを進めてください。

母子世帯数及び父子世帯数の推移

出典　令和元年版 男女共同参画白書（内閣府）

### ④　市職員の女性活躍と男性の育児休業取得の推進

「松戸市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」では、市役所の女性管理職割合を高めることを目標に掲げています。引き続き、市職員向けの男女共同参画推進研修などを実施するとともに、庁内の管理監督的立場への女性の登用を進めてください。
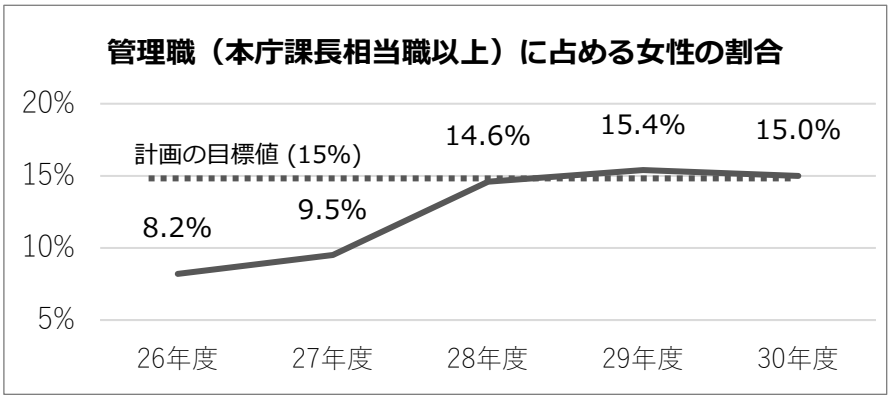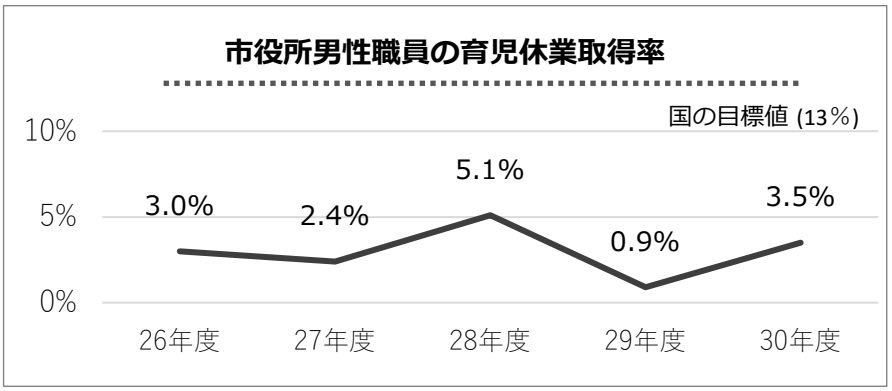
また、性差にとらわれず子育てに関わる意識を醸成するには、市が率先して行動することが必要です。まずは、市役所男性職員の育休取得率を高めるため、取得しやすい職場風土を醸成するための管理職研修などの実施を進めてください。